

# 業務管理体制の届出に関する注意事項

## 1 対象となる事業所

以下のサービスの指定を受けている事業所が対象になります。

●障害者総合支援法のサービス		
様式第4号の3 ※変更の場合 様式第4号の4	<障害福祉サービス> 法第51条の2	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護 生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助 自立訓練(機能訓練/生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型/B型) 就労定着支援、自立生活援助、施設入所支援
	<相談支援> 法第51条の31	一般相談支援 特定相談支援
●児童福祉法のサービス		
様式第30号の12 ※変更の場合 様式第30号の13	法第21条の5の26	障害児通所支援
	法第24条の19の2	障害児入所支援
	法第24条の38	障害児相談支援

※基準該当事業所は、対象ではありません。

(ただし、短期入所の指定を受けている場合は、「指定短期入所事業所」分の届出の提出が必要です)

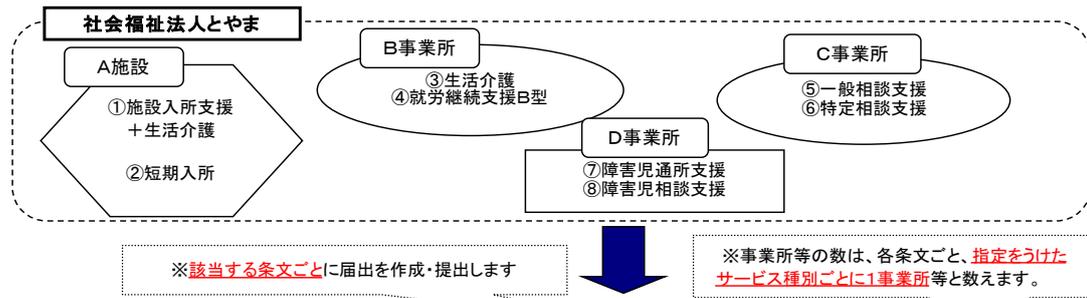
## 2 届出の作成の仕方について

指定を受けているサービスの種類に応じて、**該当する条文ごとに届出を提出**する必要があります。

※当該届出は大都市特例に該当しないため、中核市において指定を受けた場合においては、県に届出が必要となりますのでご注意ください。

※事業所又は施設の所在地が一の中核市(本県は富山市が該当)の区域にのみ所在する場合は、「届出先」は富山市になります。

～例1～ (県内に複数事業所、複数のサービスの指定を受けている事業者(法人)の場合)

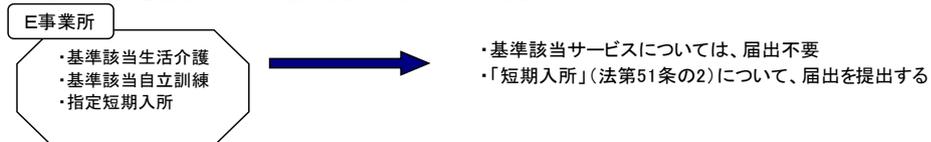


届出様式	サービス種類	対象となるサービス	該当する条文 ※様式の「4(事業者の区分)」で○をつける箇所	様式の「3 事業所名称等 【事業所名称】欄の記入の仕方
障害者総合支援法 「様式第4号の3」	①	施設入所支援+「生活介護」	(1)法第51条の2	A施設(①、②) B事業所(③、④) 計4箇所
	②、③、④	障害福祉サービス		
〃	⑤、⑥	特定相談支援、一般相談支援	(2)法第51条の31	C事業所(⑤、⑥) 計2箇所
児童福祉法 「様式第30号の12」	⑦	障害児通所支援	(1)法第21条の5の26	D事業所(⑦) 計1箇所
	⑧	障害児相談支援	(3)法第24条の38	D事業所(⑧) 計1箇所

・例1のケースは、4種類の届出の提出が必要です

※各事業所がすべて同一市内に所在する場合、届出先は各条文ごとに考えますので、①～④(法第51条の2)、⑤～⑥(法第51条の31)、⑦(法第21条の5の26)に係る届出は県(富山市に所在する場合は富山市)へ、⑧(法第24条の38)に係る届出は所在する市町村となります。ただし、⑤の一般相談支援の指定を受けておらず⑥の特定相談支援のみを同一市町村で実施している場合は、届出先が市町村となります。

～例2～ (基準該当サービスと指定短期入所を実施している事業所の場合)



## 3 法令遵守責任者について

法令遵守責任者は、事業者(法人)の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。事業者(法人)として、1名選任する必要があります。(事業所単位で選任するものではありません。)

法令遵守責任者については、何らかの資格が求められているものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法(又は児童福祉法)及び法に基づく命令の内容に精通した者を想定しています。

また、代表取締役、法人理事長、施設長又は管理者等である必要はありませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者という役割を担うものであるため、事業者(法人)の運営や人員体制に責任のある者を選任することが望ましく、さらに、複数の事業所等を運営している事業者(法人)にあつては、全事業所等の法令遵守について確認できる立場である必要があります。